

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 23 日現在

機関番号：12102

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730116

研究課題名(和文) ライフログの利用とプライバシー・個人情報保護に関する比較法的研究

研究課題名(英文) Comparative Legal Study on using 'Lifelog' and the Protection of Privacy and Personal Data

研究代表者

石井 夏生利(Kaori, Ishii)

筑波大学・図書館情報メディア系・准教授

研究者番号：00398976

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円、(間接経費) 420,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、プライバシー権の本質を明らかにすることを目的に、ライフログの利用がもたらすプライバシー・個人情報保護の問題を比較法的に研究した。

その結果、第1に、個人情報のいわゆる「財産権論」には法的な問題点が多いものの、契約法上の債権債務関係による実際上の処理があり得ること、第2に、プライバシーの要素は「選択」と「透明性」に見い出せること、第3に、「プロファイリング」が新たな侵害側面として注目されること、第4に、欧米のプライバシー・個人情報保護論議には、本来の消極的性質の権利に回帰する傾向が見られることを示唆として得ることができた。

研究成果の概要(英文)：This research is aimed at clarifying the essence of right of privacy through comparative studies on the protection of privacy and personal data in using lifelog data.

Based on the above research, the following four suggestions have been made: (1) the so-called 'right of property' of personal data can't be established as an independent right because theoretical problems can't be solved, but its property dimension of using personal data can be solved through contracts, (2) important factors of the right of privacy consist of consumer's choice and transparency, (3) the problem of 'profiling' should be paid attention as one of the new dimensions of privacy infringements, (4) discussions on the protection of privacy and personal data tend to go back to the passive nature of privacy such as the 'Do Not Track' in the United States or the 'right to be forgotten' in the European Union, as they don't function as active controlling of personal data by individuals.

研究分野：法学

科研費の分科・細目：新領域法学

キーワード：ライフログ プライバシー 個人情報保護

1. 研究開始当初の背景

近年、「ライフログ」という言葉をよく耳にするようになった。「ライフログ」は、一般的には、人間の行動記録をデジタル化し、集積したもののことを意味している。しかし、事業者がライフログを利用する行為は、誰が、いつ、どこで、何に興味を持ち、誰と一緒にいるか、何をしたかといった情報を蓄積し、各情報を連携・結合させれば、個人の人物像を浮かび上がらせることも困難ではない。そのため、個人情報やプライバシー上の懸念が指摘されるようになってきている。

ライフログ問題については、総務省の「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会」のライフログ活用サービスワーキンググループで検討が行われ、2010年5月26日、提言が公表された。同研究会では、ライフログが個人情報及び個人情報データベース等に当たるか否か、判例法理上のプライバシーの権利ないしは利益は、個人識別性を有しない情報にも及ぶかといった点が検討され、結論として、ライフログの利活用にはゆるやかな配慮原則を示すことによって事業者の自主的取組を促すという方針が採用された。

しかし、ライフログの利用とプライバシー・個人情報保護に関する問題は法的規制の要否にとどまらない。プライバシー・個人情報の財産権論、ライフログの利用と「ひとりではどうやっておいてもらう権利」(伝統的プライバシー権)、「自己情報コントロール権」(現代的プライバシー権)の関係、個人情報保護法制と消費者保護法制との交錯、捜査機関によるライフログの取得、利用とプライバシー・個人情報保護というように、検討すべき論点が多く含まれている。は、日常的に個人に関する情報が財産的価値を持って取引されている現状を踏まえ、そうした情報を財産権として構成することの可能性を検討するための論点である。は、のデジタル情報のみで一方的に人格が形成され、それが他人に受け入れられてしまうことについて、従前のプライバシー論議では対応できないのではないかという問題意識に基づく。

は、米国において、連邦取引委員会(Federal Trade Commission, FTC)が消費者プライバシー保護のために監督権限を行使できることなどを踏まえ、プライバシー権との関わりにおける消費者保護法制と個人情報保護法制の射程範囲を明らかにするための論点である。は、捜査機関が、GPS機能を内蔵した端末を捜査対象者の車両に密かに設置して行動確認を行う事例が問題になったことなどを受けた論点である。

以上の背景から、本研究では、「デジタル化した個人情報の集積」に焦点を当て、それを

めぐる法的論点として上記の4項目を検討することを通じて、ライフログの適正な利用を図るための比較法的考察の必要性が存在すると考えた。

2. 研究の目的

本研究では、民間事業者がライフログを利用することに対して、伝統的プライバシー権及び現代的プライバシー権によりどこまでの保護が可能か、また、第三のプライバシー権を提唱する可能性の有無を明らかにすることを目的とする。

プライバシー権は個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)と深い関係を有しているが、両者の位置づけに関する説明は論者によって異なっており、必ずしも明らかにされていない。個人情報保護法には、「個人の権利利益の保護」(第1条)、「個人の人格尊重の理念」(第3条)という文言が用いられているものの、これらの文言の意味内容とプライバシー権がどのような関わりを有するのかも明確とはいえない。本研究はライフログに焦点を当てるものではあるが、プライバシー権と個人情報保護法との関係を明らかにすることにも寄与できると考えられる。

プライバシー権を提唱・発展させた国は米国であるが、研究開始当初の段階では、日本においても、第三世代のプライバシー権として、「自己情報保護期待権」を構築すべきとするもの(堀部政男「ユビキタス社会と法的課題 - OECDのインターネット経済政策による補完」ジュリスト第1361号(2008年)2頁以下、同「テクノロジーの発達とプライバシー・個人情報の法的保護論」Law & Technology 第41号(2008年)37頁以下)や、「自己データの利用に対価を求める権利」を提唱するもの(名和小太郎『個人データ保護』(みすず書房、2008年)284~285頁)が登場している。本研究では、これらの提案の妥当性を検証することも意識しつつ、新たなプライバシー権の要否を検討することとした。

3. 研究の方法

本研究は、プライバシー権の提唱国である米国での議論動向を中心に、必要に応じて欧州の状況も対象に含めつつ、文献調査及び海外調査により実施した。

個人情報の財産権論については、リチャード・ポズナー(Richard Posner)氏やパメラ・サミュエルソン(Pamela Samuelson)氏などによって多くの研究成果が公表されており、日本でも法と経済学的アプローチによる先行研究が複数存在する。propertyは邦訳すると「財産権」であるが、この訳語が多くの誤解を与えていることから、米国でのpropertyがどのような意味合いで議論されてきたかを追求し、日本の「財産権」論議の問題点を

検討した。

プライバシーの権利については、ダニエル・ソロブ(Daniel Solove)氏、ポール・シュワルツ(Paul Schwartz)氏、ジョエル・リーデンバーグ(Joel Reidenberg)氏、ジュリー・コーエン(Julie Cohen)氏らによって、情報プライバシー法(Information Privacy Law)が論じられており、多くの著書・論文が公表されている。2008年頃までの状況は、拙稿「プライバシー権の現在と未来 - 米国の最新の議論を踏まえて - 」情報通信総合研究所 InfoCom REVIEW 第47号(2009年)にて概観したが、本研究の中で、その後のフォローアップを行った。

消費者保護法制との関連では、事業者がプライバシーポリシーに違反するケースの具体的内容と FTC による法執行状況等を調査した。そして、FTC の法執行が、セクtral方式(民間部門の個人情報保護法制は、包括規制ではなく、分野ごとの個別法方式を採用)を取る米国のプライバシー保護法制にどのような影響を与えているかを検討する。検討にあたっては、近年の米国のプライバシー保護法制の動向も調査した。

捜査機関によるライフログの利用について、研究開始時点では、捜査機関による GPS 追跡について、米国で判決が出ており、それを検討した論文が公表されていた(松前恵環「GPS 技術と公共の場におけるプライバシー - 米国の判例を素材として」法とコンピュータ第27号(2009年)等)。本研究では、研究開始後に生じた他の事例や先行研究等を参考にしつつ、調査を進めた。

なお、本研究は、開始後に多くの動向変化が生じたため、随時追跡調査を行いつつ調査を進めることとなった。その結果、文献調査では補えない事項が生じたため、最終年度は海外への訪問調査を実施した。

4. 研究成果

前提として、本研究開始から研究期間満了までに生じた主な動向変化を整理すると、次の通りである。

・2012年2月23日、ホワイトハウスより「消費者データプライバシー」が公表された。この中では、消費者プライバシー権利章典(プライバシー保護のための7原則)の立法化が謳われている。

・2012年3月26日、FTC により「急変する時代における消費者プライバシー保護」(プライバシー・レポート)が公表された。この中では、消費者プライバシー保護のための3つの枠組、インターネット上の活動を追跡拒否(Do Not Track, DNT)するための仕組みなどへの言及がなされている。

・2012年1月25日、EU では「一般データ

保護規則提案」が公表され、「忘れられる権利」(個人情報の削除権及び拡散防止権)をはじめとする新たな制度的提案が行われた。

・2013年6月 いわゆる「PRISM」問題が発覚し、米国の諜報機関による過度な情報収集が問題視されるようになった。

・2012年頃以降、ライフログに関する新たな用語として、「ビッグデータ」という言葉が登場し、ライフログは「ビッグデータ」解析のうち、人に関わる側面との関係で論じられるようになった。

本研究は、プライバシー・個人情報を保護する権利の理論研究を行うものであるが、インターネットに関する法の動きは極めて速く、最新動向を追求しつつ権利の本質を考察する必要性が生じた。特に、2012年以降は、欧州、米国以外(APEC 等)でも新たなプライバシー・個人情報保護への取組が見られる等、動向は刻一刻と変化した。本研究期間終了時点までの間には、消費者プライバシー保護法は制定されず、一般データ保護規則提案も規則として成立しなかったが、米国では DNT への取組が進められ、EU ではネット上の個人データの拡散防止までも権利内容とする「忘れられる権利」が提案されるなど、世界的にも注目を集めた。

論点 については、2011年度に検討を行い、年度末に「プライバシー・個人情報の「財産権論」 - ライフログをめぐる問題状況を踏まえて - 」を発表した。その結果、これまで議論されてきたいわゆる「財産権論」は看過できない曖昧さや自己矛盾を内在させており、個人情報の「財産権」を認めることはできないという結論に至った。一方、商品価値を伴って流通する個人情報について、これまでの「人格権か財産権か」という日本的議論に囚われなければ、純粋な契約法上の債権債務関係に解決を求めうることが明らかとなった。「property」と「財産権」の違いに関しては、排他的支配性と自由譲渡性を有するという点において、両者に共通性は見られるものの、「property」を「取引財」として用いる例も多く、文脈に沿って慎重に判断し、理解する必要があることも明らかとなった。

論点 については、3年間にわたり検討を行った。上記の通り、2012年以降は、EU の一般データ保護規則提案、インターネット上の削除権が争いになった事例等も視野に入れつつ調査を進めた。その結果、次のようなことが明らかとなった。

米国は、プライバシー権の提唱国であり、プライバシー論議の先進国でもあった。しかし、特に2001年9月11日の同時多発テロ以降は、「テロ対策」を目的に個人に関する情報が大量収集され、プライバシーを軽視するようになったといわざるを得ない。民間部門

に関しては、FIPPsを実施するための政策的取組が進められてきたが、消費者データプライバシーやFTCのレポートでは、「消費者プライバシー」は権利としては扱われていない。

しかし、プライバシーの要素をどのように見出すか、着目すべき新たなプライバシー侵害の側面の2点において、米国の議論から示唆を得ることができた。

前者については、米国のプライバシー論議を振り返ると、伝統的権利としての「ひとりではうっておいてもらう権利」、現代的権利としての「自己情報コントロール権」(情報プライバシー権ともいわれる)、「公正情報実務に関する法」(Fair Information Privacy Practices: プライバシー保護のための諸原則)へと発展しており、これらは一連の流れをもって捉えることができる。最新のFIPPsは、上記消費者プライバシー権利章典である。FTCのプライバシー・レポート等も含めて検討した結果、現代的プライバシー権の流れを汲んだ「選択」(コントロール)と「透明性」が、米国流の消費者プライバシーを構成する主要素であるといえる。

後者について、米国は、2000年頃の段階で、自らの預り知らないところで情報を収集・解析され、詳細なプロフィールを形成され、趣味や嗜好を推測されてしまうという問題を既に認識しており、FTCによりそれに関する報告書が公表されている。ネットワークが急速に発展し、ビッグデータ時代を迎えた現在、個人に関する情報は大量に集積・解析され、実在の本人とは異なる人物像が、デジタルデータのみで形成されるようになってきている。その問題を捉えるのが「プロファイリング」である。EUの一般データ保護規則提案の中でも、プロファイリングに関する規定が設けられている。

以上の検討結果は、最終年度に執筆した「プライバシー外交のためのプライバシー」の中でまとめている。

論点 については、主に2012年度に、個人情報追跡されることを中心に検討を行った。その結果、ビッグデータの時代において、欧州や米国では、積極的に「コントロールする」こと、さらにはその先の権利を考えるのではなく、本来的な消極的性質の権利に回帰するようになっていくことが明らかとなった。ここでいう消極的性質とは、欧州で提案されている「忘れられる権利」、アメリカで議論されている「追跡拒否」等を意味する。

この論点の検討結果は、『ビッグデータ時代のライフログ』の中で論じるとともに、電子情報通信学会で「法制度から見たビッグデータの活用とプライバシー保護 - 国際的な動向を中心に - 」というタイトルで論文発

表・口頭発表を行った。

論点 については、2012年の連邦最高裁判所判決(United States v. Jones)を調査していたが、2013年6月にPRISM問題が発生したため、後者のもたらず法的問題の検討に注力した。その結果、連邦最高裁判所では、令状の許可する範囲外での追跡行為を修正第4条違反であると判断する一方で、法律レベルでは、2001年9月11日の同時多発テロ以降、「テロ対策」を免罪符とするかのように、無制限の監視行為を容認している実態が明らかとなった。

以上、本研究では、第三のプライバシー権を提唱するには至らなかったが、第1に、個人情報の「財産権論」には法的な問題点が多く、賛同することはできないものの、契約法上の債権債務関係による実際上の処理は可能と考えられること、第2に、プライバシーの要素は「選択」(コントロール)と「透明性」に見いだすことができること、第3に、自らの預り知らないところで情報を収集・解析され、詳細なプロフィールを形成され、趣味や嗜好を推測されてしまうという「プロファイリング」を新たな侵害側面として捉えるべきこと、第4に、欧米のプライバシー・個人情報保護論議には、本来的な消極的性質の権利に回帰する傾向が見られることに関する示唆を得ることができた。他方、諜報機関によるプライバシー侵害への対応は、米国固有の課題として残されている。

今後の展望としては、ビッグデータ分析の中で最も問題となり得る「プロファイリング」がもたらすプライバシー問題をより深く研究することにより、立法政策を含めたさらなる研究につなげていきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

石井夏生利、プライバシー外交のためのプライバシー、情報通信政策レビュー第8巻、1-26頁、2014年、査読無し

石井夏生利、プライバシー・個人情報の「財産権論」 - ライフログをめぐる問題状況を踏まえて - 、情報通信政策レビュー第4巻、1-29頁、2012年、査読有り

石井夏生利、法制度から見たビッグデータの活用とプライバシー保護 - 国際的な動向を中心に - 、信学技報、第112巻第226号、21-25頁、2012年、査読無し

石井夏生利、EU データ保護規則提案と消費者プライバシー権利章典、Nextcom、第 10 号、30-37 頁、2012 年、査読無し

〔学会発表〕(計 2 件)

石井夏生利、法制度から見たビッグデータの活用とプライバシー保護～国際的な動向を中心に～、電子情報通信学会、2012 年 10 月 4 日、幕張メッセ

石井夏生利、OECD、APEC、EU 等国際動向と日本への影響、情報ネットワーク法学会、2012 年 2 月 18 日、情報セキュリティ大学院大学

〔図書〕(計 1 件)

安岡寛道編、東洋経済新報社、ビッグデータ時代のライフログ、2012 年、100-107 頁〔石井夏生利執筆部分〕

6 . 研究組織

(1)研究代表者

石井 夏生利 (KAORI ISHII)

筑波大学・図書館情報メディア系・准教授

研究者番号：00398976